

茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例における連携協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「市」という。）及び神奈川県茅ヶ崎警察署（以下「警察」という。）は、茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例（平成27年茅ヶ崎市条例第47号。以下「条例」という。）における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市及び警察は、犯罪被害者等の心情に配慮し、連携協力して犯罪被害者等に接することにより、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復と、誰もが安心して暮らすことができる市民生活の実現に資することを目的とする。

（情報の提供）

第2条 市及び警察は、犯罪被害者等に対し、双方が実施する支援に必要な情報を提供する。

（連携協力事項）

第3条 市及び警察は、犯罪被害者等が必要とする支援及び条例の広報、啓発について相互に連携協力を行うものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、市及び警察は協議して必要な事項を決定するものとする。

（施行）

第5条 この協定は、平成27年11月25日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、市及び警察が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月20日

茅ヶ崎市

市長 服部 信明

神奈川県茅ヶ崎警察署

署長 福島 敬三